

総務委員会

令和3年8月31日（火）

午前9時59分～午前11時52分

議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、  
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、  
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・議会事務局 花田議会事務局長、倉持副局長兼議会総務課長
- ・選挙管理委員会事務局 小峰選挙管理委員会事務局長
- ・出納室 鷺崎会計管理者兼出納室長
- ・監査事務局 百崎監査事務局長
- ・公平委員会 百崎公平委員会事務長
- ・市民生活部 片淵市民生活部長、久富副部長兼市民生活課長、北御門生活安全課長、  
大野市民税課長、稲富資産税課長、詫間納税課長、八谷人権・同和政策・男女参画課長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

おはようございます。これより総務委員会を開催いたします。

中山委員が遅参されるとの連絡が入っておりますので、報告いたします。

第71号議案 令和2年度佐賀市一般会計歳入歳出決算議案における総務委員会所管分の歳出について審査を行います。

審査に入ります前に注意していただきたい点を申し上げます。発言される場合は必ず挙手をして、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

執行部に申し上げます。委員会は限られた時間で集中的な審査、審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。また、答弁は役職にかかわらず質問に対し回答できる方がされるようにお願いします。

それでは、議会事務局、出納室、監査事務局、公平委員会、選挙管理委員会に関する審査に入ります。第71号議案について、執行部の説明を求めます。

◎第71号議案 令和2年度佐賀市一般会計歳入歳出決算 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○福井委員

選挙管理委員会のほうですが、主権者教育に関して、これは前年度からは比較するとどうなんですかね。

○小峰選挙管理委員会事務局長

直近の3年間を申し上げますと、主権者教育につきましては、平成30年度は1校で715人、それから、令和元年度は2校で合計266人。それから、令和2年につきましては、ここに書いておりますけれども、5校で1,974名となっております。増減につきましては、選挙が行われる年、行われない年で選管が対応できる年、できない年もありまして増減は行っておりますけれども、昨年度は選挙がない年ということもございまして、この件数になっているものと思っております。以上でございます。

○福井委員

この人数とか学校の校数の増減は、何か一定の考え方があってそういうふうにされているということなんですか。要するに、今ちらっと言われたみたいに選挙がある年は増やすとか、その辺、考え方というのを、どうぞ。

○小峰選挙管理委員会事務局長

主権者教育につきましては、学校からの要望を踏まえまして対応させていただいているんですけれども、選挙がある年につきましては選管が対応できる期間が限られていることもあって、少なくなる傾向もあるということでございます。

○福井委員

講師は、一応選挙管理委員会の職員となっておりますけど、現状、例えば令和2年だと5校で1,974人ですけど、これはまだ対応能力があるというふうに見ていいわけ。もうこれでぎりぎりですか。

○小峰選挙管理委員会事務局長

御要望される時期が合えば、まだ可能かとは思いますが。以上でございます。

○白倉委員

主要な説明の67ページのところですが、監査委員のところですが。監査委員の識見常勤と議選——我々のところから出ているんですが、内訳を教えてくださいませんか。お二人で90万1,112円かな、ちょっと内訳をまず教えてください。

○百崎監査事務局長

特別職の人件費のほうの、まず代表監査委員の分の特別職給ですけれども、これが524万8,800円となっております。それから、議選の監査委員でございますけれども、こちらのほうの委員報酬につきましては、60万6,600円となっております。以上でございます。

○白倉委員

18の資料の115ページ、先ほどの説明で、115ページのところの一般職員9人の金額と、それと特別職の人件費、これが今ここに当たるというわけですね。

○百崎監査事務局長

先ほど申し上げたのは特別職人件費のほうでございます。

特別職人件費の内訳でございますけれども、代表監査委員の分の特別給につきましては先ほどの524万8,800円です。それと期末勤勉手当が入っております、168万5,083円。それと、議選の監査委員の60万6,600円でございます。

○白倉委員

それで、ちょっと考え方として、例えば、やっている内容が議選と常勤がちょっと違うこととは思うんですけども、議選のほうの監査委員を特別職の監査委員、識見者に置き換えるという自治体が増えていきますよね。必ず議選を置かないといけないというあれがなくなつたので、その辺の考え方というのはどんなふうにお持ちですか。

○百崎監査事務局長

先ほど委員言われたように、議選監査委員を廃止する自治体等も出てきております。ただ、佐賀市につきましては、今のところその検討は行っておりません。

○村岡副委員長

また選管のことになるんですけども、昨年の決算のときに、選挙管理委員会のほうにということで附帯決議をつけさせていただいて、先ほど主権者教育のことはお伺いしたんですけども、期日前投票所の拡充を図るといふような部分については検討を行っていくといふような回答を得ているんですけども、この点について、令和2年度の決算でありますけれども、今年も選挙もありますし、どういったお考えを持っていらっしゃるのかお伺いしたい。

○小峰選挙管理委員会事務局長

まず、佐賀大学等で行っております期日前投票については引き続き設置し、市内のほかの大学または高校で設置ができないかということで、今、各学校を訪問させていただいたときにお話とかをさせていただいているところでございます。まだ検討中ということでございます。

それから、富士町で行っております移動期日前投票につきましては、引き続き試行を行いまして、その後、検証を行いながら、今後どうするかという方向を決める検討材料としたいというふうに考えております。以上でございます。

○村岡副委員長

ほかには議会からというか、議員の提案とかで、商業施設ですとか佐賀駅にとか、そういうような検討はというようなことも話として出ていたと思うんですけど、そういったところの検討はいかがか。

○小峰選挙管理委員会事務局長

商業施設等につきましても、議会でも答弁させていただきましたとおり、引き続き検討を行っているところでございます。

○村岡副委員長

具体的に今回の選挙の流れの中で、今までより変わったこと、今回具体的に何か新たに、これまでと違った、期日前投票所の場所であるとか考え方というのは特に今はないというお答えでよろしいですか。

○小峰選挙管理委員会事務局長

今度佐賀市長、市議選挙及び衆議院選挙については新たな期日前投票所については、実施する予定ではございません。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、次に移ります。

執行部の職員の皆様、退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、市民生活部に関する審査に入ります。

歳出審査の前に、歳入審査で説明を受けておりました資料番号18、20から21ページ、14款の使用料及び手数料、2項の手数料、1目の総務手数料、1節総務手数料中、自動車臨時運行許可手数料について、750円の収入未済額が発生した件を正副委員長で協議した結果、詳しい説明を求めたいというふうに判断いたしました。そこで、執行部に説明を求めたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようですので、執行部に、この件について説明を求めます。

◎歳入連合審査 14款2項1目1節 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありますか。

○村岡副委員長

ちなみに教えていただきましたんですが、その日、1日にこの許可手数料を徴収した件数というのは、何件あったんですか。

○久富副部長兼市民生活課長

昨年、起きた7月9日の日に申請があったのは4件でございました。

○福井委員

要するに、この混乱を避けるために、申請の窓口も変わったわけですね、変えたわけで

すね。それは改めてどこからどこに変えたということなのか。

○久富副部長兼市民生活課長

この7月の時点では1階の48番、49番窓口、東のほうになるんですけども、その後、歳出のほうで後で説明しますけれども、1月の時点で、そこがマイナンバーカードの追加窓口になったもので、いわゆる市民相談コーナーが、今、1階の南側のフロアのところで、東側のほうですね、入り口の南の東側に移っていますので、今そちらで、1月からはこの取扱いを行っております。はい。はい、

○松永幹哉委員長

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に第71号議案について執行部の説明を求めます。

◎第71号議案 令和2年度佐賀市一般会計歳入歳出決算 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

主要な説明資料20の41ページをお願いします。

男女共同参画費のところなんですけど、41ページの一番下に表をいただいている、その2つ上のところ、中学1年生に対するパートナーシップ条例の授業というのが、パートナーシップ条例というのが佐賀市独特の内容の部分もあって、重要だと思うんですけども、この令和2年は何回ぐらい、どこでどういうふうな実績だったのか、お願いします。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

この中学1年生に対するパートナーシップ条例の授業については、5月に校長会のほうで各学校に依頼いたしまして、テキストがございますので、そのテキストとテキストに沿ったDVDを作成しております。それを使って、授業の中で各市立の全中学校の1年生で実施していただいているところがございます。18校で実施しているところがございます。期間を12月までの大体授業の中で実施していただくというところで、各学校での実施というところになっております。

それで、終わってからアンケート等を出していただいて、次の年に見直しを行うというところに対応させていただいております。

○白倉委員

小学校6年、中学1年、この年代のパートナーシップの感覚というのは非常に大事なもので、ぜひぜひ推し進めていただきたいというのと、それと、やり方はその学校でDVDを見て任せるということなんですけど、アンケートなんかで、何か要望とかそういうのは学校か

ら入っていませんか。それがあればお願いします。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

実施については学校の先生にお願いしてお任せしているというところになります。使用されるテキストだったり、DVDだったり、またDVDを使わずに授業されたりというところで話を聞いているところでございます。

アンケートの中で、各学校で工夫されて、子どもたちの意見を多く出してもらうように取り組んだり、グループで話し合いをしたりというような取組も各学校によっていただいているところなんです。あとDVDについては、使いにくい部分等、こういうところは使いにくかったとかいうところがありますので、その辺については次の年に見直したり、検討したりというところで対応しているところでございます。

○福井委員

ちょっと教えていただきたいんですが、これは主要な施策の20番のほうの13ページ、佐賀地区の防犯協会の負担金で596万円となっていますが、例年これは変わらないのが1点と、この中で一部、いわゆる防犯カメラの補助金というのがどんなふうになっているのか。その辺ちょっとお願いします。

○北御門生活安全課長

まず1点目ですけれども、例年この金額で変わりございません。196万円です。

それから、防犯カメラの補助金につきましては、防犯協会の全体予算が令和2年度で1,047万円でした。そのうちの596万円、いわゆる57%が佐賀市の補助金が占めているという中で、防犯カメラの補助金の予算を50万円つけておられます。1台当たり上限5万円、2分の1補助で、補助を実施されております。

○福井委員

カメラの補助の件については、大体どういうふうな流れになっていますか。要するにその件数は。

○北御門生活安全課長

実績ですけれども、昨年度は10件の補助枠に対して、10件全部執行されております。過去2年、令和2年が10件に対して10件、令和元年度は10件に対して7件、そして平成30年度が5件に対して5件、満枠となっております。以上です。

○福井委員

要望は増えてきているんですね。ここら辺の声というのは具体的に聞かれたことありませんか。枠の増加とか、その辺について。

○北御門生活安全課長

今年が10件の枠に対して今のところ実績が1件でございます、それは自治会からの要望が1件ございました。要望の声が聞こえる部分もございますが、実際の現状としましては、今年度中に申請は1件あっているところでございます。以上です。

○福井委員

実績はそうなんだけど、その辺のことについて聞き取りとかされたことはあんまりないということね。例えば、この3年間で5件、7件、10件と増えているんですが、その辺はどう評価されていますか。

○北御門生活安全課長

聞き取りとしましては、防犯協会の幹事会で聞こえてくる声としては、やはり防犯カメラがあったほうがいいという声が多いです。それから、去年の一般質問でも商店街でまとめて防犯カメラを設置したいということで、そうすると20台とか、そういうまとまった数で欲しいというようなことがございまして、この制度にちょっとそぐわないというところで、そこは実現がしなかったところでございます。

防犯協会の会議の中で聞こえてくる声としまして、防犯カメラが必要だけれども、例えば自治会とかで管理をするとすると、その管理者である自治会の役員が2年に1回代わるとか、毎年代わっていらっしゃるようなところがございまして、その管理が難しく、なかなかこの制度を活用できないというようなお声も聞こえてくるところでございます。以上です。

○白倉委員

主要な説明の138、139ページ、火葬場のところなんですけれども、これは説明があったかどうかちょっとあれなんですけど、まず1点目としては、このコロナ対策費で、コロナ関係でここにオゾン発生器購入とか、いろいろ書かれていますけど、3つの佐賀市が持つ火葬場で、この程度の予算と言ったら申し訳ないんですが、110万円ほどですかね。これぐらいのコロナ対策だったんでしょうかというのが1点。

それと、これは令和2年ですから、コロナ関係でお亡くなりになったかどうか、その辺は知る由はないんですけれども、そういう特別な計らいというのは要ったのか要らなかったのか、それが2点目。ちょっとまずそれをお願いします。

○久富副部長兼市民生活課長

まず、コロナ対策でございます。今オゾンということを説明しました。これはオゾン発生器、このぐらいの機械ですけれども、これを待合室のほうに設置しております。つくし斎場で9台、それから川副葬祭公園で4台、それから東与賀火葬場で1台と、待合室の数に応じて設置しておりますので、待合室的には、このオゾン発生器で足りているというふうに考えております。

それから2点目です。コロナ関係で亡くなられた方いらっしゃいます。受入れをして、その対応をきちんとさせていただいたところでございます。

○白倉委員

そういったことに関して特別に支出というのか、発生したところはなかったんでしょうかという部分の質問です。

○市民生活課職員

コロナ関係の火葬に関しましては、通常のお客様が帰られた後、行いますので、超過勤務が数時間発生する。それと、防護服等を着用しますが、これは以前からの買い置きがありましたので、特段追加の経費としては出ておりません。以上です。

○白倉委員

ありがとうございます。

それと、あともう一点なんですけれども、令和2年度においては、例えばその前の年ですかね、神埼に葬祭場ができましたよね。それに関して、恐らく市外からの受入れが減っていると思うんですね。そこをちょっと、市外は一人が6万円とか、割と大きな部分を占めていましたので、その説明をひとつお願いしたい。

それと、3つの葬祭場で、佐賀市としては、依頼主から賄って、そのときの日にちとか時期にもよるでしょうけれども、押しなべてどんな感じだったんでしょうか。きちっと回ったのかどうかということです。

○久富副部長兼市民生活課長

まず1つ目の市外ですね、ここですけれども、この表を御覧いただきますと最後の一番右の合計の件数が2,881件となっておりますけれども、昨年度は3,097件でした。216件ほど今回少なくなっています。やはりこの主な原因としまして、今、委員おっしゃったように、昨年10月1日から神崎市と吉野ヶ里町の葬祭組合の葬祭場、和の杜と言いますけれども、こちらが開設されております。ですので、神崎市と吉野ヶ里町からの火葬者の方が、今までつくし斎場に来られた方がそちらに行かれたということで、件数的に減ったんじゃないかというふうに分析しております。

もう一つですけれども、予約のほうは、ここは3施設で十分回っております。

○西岡真一委員

20番の資料の61ページ、コンビニエンスストア証明書交付ですけれども、すみません、数字をうろ覚えで申し訳ないんですが、令和元年度はたしか件数2万件もなかったと思うんですけれども、令和元年度はどれぐらいあったでしょうか。令和2年度が2万5,000件ですけれども、令和元年度はどれぐらいでしたか。

○久富副部長兼市民生活課長

令和元年度は1万7,370件であります。

○西岡真一委員

ちなみに、経費は令和2年度1,400万円かかっていますけれども、令和元年度はお幾らぐらいだったんでしょうか。分かりますか。

○久富副部長兼市民生活課長

コンビニエンスストアの証明交付サービス事業、令和元年度は1,198万8,888円です。

○西岡真一委員



そしたら、件数に応じて伸びていくわけではないわけですね。件数が増えたら正比例して伸びていくわけではなくて、結構効率が上がってきているという捉え方ができるということですね。

○市民生活課職員

20番の資料の61ページのコンビニエンスストア証明書交付サービスの中点の上から2つ目、証明書等自動交付事務に係る運営負担金、これが人口に応じて定額の支払いのものでありまして、その2つ下の証明書等自動交付機事務委託手数料、これが件数に応じて増減するものです。

○西岡真一委員

そうすると、件数が増えるほうがやっぱり効率は上がってきますから、変な話ですけども、このコロナというのはこういうのを増やしていくチャンスと言ったら変ですけども、捉え方もできるということですね。

ちなみに、今後こういう新たな項目ですね、コンビニ交付化する証明書とか、そういうのを今後やっていくようなものはありますか。

○久富副部長兼市民生活課長

それは今ここに出ています、印鑑証明、住民票、取得課税証明、納税証明以外ということですか。ちょっと今のところは、今コンビニはこの4種類で交付していきたいというふうに考えております。

○西岡真一委員

何か考えておいたほうがいいかかもしれませんと思います。というのは、大体半分が印鑑証明が占めていますけれども、これはちょっと将来的に廃れていく可能性が高いんじゃないかと私は思っていますので、よろしくお願いします。

○松永幹哉委員長

意見ということで。

ほかに委員の皆さん、ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に移ります。

執行部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、委員の皆さんにお諮りします。本日の決算議案審査に関して現地視察の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、委員会から執行部に対して意見・提言を行う案件があるか協議したいと思います。昨日も含めまして、本日の決算議案審査において意見・提言を行う案件はございますか。

昨年までと違い、附帯決議をつけなければならないという定義は今回は修正したところ  
でありますので、特別皆さんが、これはというものがなければ、なくてもいいかなと思  
いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ということで、意見をやる、あるいはもう一回聞くということがないということですか  
ら、意見・提言をやらないということに決定いたします。

ということで、あした予定の委員会は開催をせず、次回は9月13日月曜日、10時から決  
算以外の審査を行います。

これで本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

総務委員長 松 永 幹 哉